

# 江東区青少年相談事業運営受託候補者募集要領

## 1 事業の趣旨・目的

子ども・若者育成支援推進法に基づく、ひきこもりを始め社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者に向けた支援事業を行う。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

江東区青少年相談事業運営委託

### (2) 業務内容等

「青少年相談事業」として、次の業務を一体的に委託する。

ア 相談業務（相談受付業務含む）

イ インテーク会議

ウ 居場所運営

エ 講演会及び交流会

※実施回数、日時、従事体制等の詳細は別紙「仕様書」を参照のこと。

### (3) 履行場所

ア 江東区役所（江東区東陽 4-11-28）

イ 江東区青少年交流プラザ（江東区亀戸 7-41-16）

ウ 区内公共施設（文化センター等）

### (4) 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

※ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を 2 回まで更新することができる。

### (5) 委託上限額

11,000,000 円（消費税込）

## 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

(3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。

- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(27江総経第3281号)による指名停止を受けていないこと。

#### 4 スケジュール

- (1) 募集要領の公表期間  
令和5年12月27日(水)～令和6年1月29日(月)
- (2) 質問受付期間  
令和5年12月27日(水)～令和6年1月16日(火)15時
- (3) 質問回答日  
令和6年1月19日(金)
- (4) 参加表明書等の提出期限  
令和6年1月22日(月)16時厳守
- (5) 企画提案書等の提出期限  
令和6年1月29日(月)16時厳守
- (6) 第1次審査(書類審査)結果通知  
令和6年2月9日(金)
- (7) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)  
令和6年2月28日(水)
- (8) 最終選定結果通知  
令和6年3月6日(水)

#### 5 参加手続

- (1) 実施要領の公表  
ア 公募期間: 令和5年12月27日(水)～令和6年1月29日(月)  
イ 公募方法: 江東区HP(<https://www.city.koto.lg.jp/jigyosha.html>)にて公表
- (2) 質疑・回答  
ア 質問受付期間: 公募開始～令和6年1月16日(火)15時必着  
イ 質問方法: 電子メールにより下記担当所管まで提出  
ウ 回答日時: 令和6年1月19日(金)15時予定  
エ 回答方法: 質問への回答は江東区HP(<https://www.city.koto.lg.jp/jigyosha.html>)に掲示し、個別の回答は行わない。
- (3) 応募書類の提出  
ア 提出期限  
(ア) 参加表明書及び決算書 令和6年1月22日(月)16時厳守  
(イ) 企画提案書等(ア以外) 令和6年1月29日(月)16時厳守

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出方法：江東区地域振興部青少年課青少年係へ持参（平日9時～17時）又は郵送

※あらかじめ電話で来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合も事前に連絡すること。

## 6 提出書類

- (1) 参加表明書（様式1） 1部
- (2) 決算書 ※直近3期分 1部
- (3) 企画提案書（表紙：様式2） 7部（正本1部、副本6部）
- (4) 価格提案書（見積書・税込み額を記載） 1部
- (5) 法人概要（資本金・所在地・事業内容・沿革・従業員数等が確認できるもの（パンフレット等）） 1部
- (6) 法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明（納税証明書） 1部  
※発行日から3ヶ月以内のもので直近3年分の状況がわかるもの
- (7) 履歴事項全部証明書 1部

## 7 企画提案書の作成について

6 提出書類(3)企画提案書の記載事項は下記(1)～(6)の全ての項目とする。

- (1) 青少年相談を行う上での基本的な考え方
  - ア 青少年相談事業（以下「相談事業」という）が果たす役割とその効果について
  - イ 参加表明した動機と抱負について
  - ウ 相談事業の活動実績について（受託先・受託件名・受託年度等）
- (2) 相談事業の取り組み
  - ア 相談事業の具体的な内容について
  - イ 支援対象者への配慮について
  - ウ 業務の進行管理計画について
- (3) 従事者配置計画
  - ア 人員配置計画について（資格・経験年数・雇用形態・バックアップ体制等）
  - イ 従事者への教育・研修計画について（人材育成）
  - ウ 人材決定のスケジュール
- (4) 業務体制
  - ア 区及び関係部署との連絡・連携方針について
  - イ 危機管理体制について（トラブル防止及びトラブル発生時の対応等）
  - ウ 苦情への対応について
- (5) 個人情報の管理  
個人情報保護方針及び考え方、従事者への守秘義務の順守について
- (6) 価格提案（見積り）  
総額及び人件費、その他事務諸経費の内訳を税込価格で記載すること

(7) 企画提案書作成上の留意点

- ア 上記(1)から(6)までの各項目について具体的かつ詳細に記載すること。
- イ 企画提案書は、A4 縦型横書きで左辺 2 箇所止め (A4 ファイル綴り込み・A3 資料折込可) とし、正本 1 部、副本 6 部を提出すること。
- ウ 企画提案書は最大 25 ページとする。ただし、表紙 (様式 2) は除く。
- エ 企画提案書正本ファイルに、企画提案書表紙 (様式 2・代表者印必須)、法人概要、納税証明書 (原本)、履歴事項全部証明書 (原本)、価格提案書を各 1 部添付すること。
- オ 本区の指定する表紙 (様式 2) 以外の企画提案書内に、会社名が特定・推察できる表現、ロゴマーク等を記載しないこと。
- カ 提出時期については、上記スケジュール及び参加手続のとおり

8 選定・評価方法

青少年相談事業運営委託事業者選定委員会 (以下「委員会」という。) において、書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を別紙「評価基準」に基づき審査し、財務状況を踏まえた上で、第一次及び第二次審査の合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。

(1) 第一次審査

提出された企画提案書等について審査を実施し、得点上位 3 者を第一次審査通過者として選定する。

なお、第一次審査の得点が著しく低い場合 (満点の 6 割未満) は、第一次審査通過者に選定しない。

(2) 第二次審査

第一次審査通過者に対し、企画提案書についてプレゼンテーション及びヒアリングを行い、受託候補者を選定する。

なお、第二次審査の得点が著しく低い場合 (満点の 6 割未満) は選定しない。

(3) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、合計点が最も高い者を、契約の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の候補者として選定する。

ウ ア、イに拘わらず、合計点が著しく低い場合 (満点の 6 割未満) は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- エ 評価の透明性・公平性を害する行為があった場合
- オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。なお、第一次審査、第二次審査ともに審査結果は文書及びメールで通知し、電話等による問合せには一切応じない。

また、契約締結後速やかに、下記項目について江東区 HP (<https://www.city.koto.lg.jp/jigyosha.html>) において公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

### 【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点
  - ※(1)以外の参加者の名称は、ABC 表記とし、総合点は点数順で表記する。
  - ※参加者が 2 者の場合、次点者の得点は公表しない。

## 10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1 者につき 1 提案に限る。
- (3) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 本件に参加するための費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。
- (7) 提出書類については返却しない。
- (8) 提出資料や審査結果については本プロポーザルにおける契約の候補者の選定以外の

目的では使用しない。ただし、情報開示請求があった場合は、江東区情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。

- (9) 本業務の実施及び予算額については、令和6年第1回区議会定例会における令和6年年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。

[問合せ・提出先]

江東区地域振興部青少年課 青少年係 担当 武者・木村

〒135-8383 江東区東陽 4-11-28

TEL : 03-3647-9813 FAX : 03-3647-8474

メール : [seishonen-k@city.koto.lg.jp](mailto:seishonen-k@city.koto.lg.jp) (青少年係)